

## 議第231号 公の施設の指定管理者の指定について

### 1 趣旨

呉市漁業共同利用施設（阿賀かき殻一時たい積場）の指定管理者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

### 2 公の施設の概要

呉市漁業共同利用施設（全12施設）のうちの1施設を対象とするものです。

施設名	阿賀かき殻一時たい積場
施設所在地	呉市阿賀南7丁目地先
設置年月日	平成19年10月1日
設置目的	漁業者の経営の安定及び環境の整備を図るための施設として設置する。
設置条例	呉市漁業共同利用施設設置条例
施設規模等	施設面積 約822㎡ 施設容量 約1,285㎡ 主要施設 栈橋, かき殻拡散防止ネット
利用状況	利用者数 平成28年度 8人 平成29年度 8人 平成30年度 8人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成30年度 【呉市分】 歳入 0千円 歳出 0千円 指定管理料 0千円 【指定管理者分】 収入 400千円 支出 400千円  ※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料1）を参照
指定管理実績	平成19年10月1日～平成24年3月31日 阿賀漁業協同組合 平成24年4月1日～平成27年3月31日 阿賀漁業協同組合 平成27年4月1日～令和2年3月31日 阿賀漁業協同組合

### 3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 漁業者の経営の安定及び環境の整備を図るために市長が必要と認める業務
- (3) 施設の使用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務



	(3) 近隣住民からの苦情，施設の損傷，事故の発生等に際しては，迅速な対応に努めるとともに，直ちに呉市に報告する。
利用促進の取組	利用者からの要望等を積極的に聴取し，利用者の視点に立った管理運営を行う。
経費削減の取組	組合業務と兼務することで，人件費を削減する。また，日常的に発生する簡易な修繕については，組合員が実施する。

## 7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

## 8 選定の理由

当該施設は，漁業者の経営の安定及び環境の整備に必要な施設であり，地域の漁業経営に密接な関係を有していることから，地域の漁業経営者とその構成員とし，地域漁業の実態に精通している阿賀漁業協同組合が管理運営をすることが効果的であるため，公募を行わず同組合を指定管理者の候補者として選定したものです。